

# 三重県立くわな特別支援学校 部活動 運営方針

## 1 目標

- (1) 部活動は本校の教育活動の一環であり、これを通して心身の成長と目標達成に向けた協働の推進を図る。
- (2) 規律と協調に基づく活動を通じ、能力・技術等の向上を図るとともに、社会生活に必要な態度、豊かな人間性を身に付ける。
- (3) 自他の健康・安全に留意することを通じ、危険を予測、回避、対処できる能力を身に付ける。
- (4) 部活動を通じ、仲間や指導者との人間関係を育むとともに、生涯にわたって豊かな生活を営む資質や能力を養う。

## 2 基本方針

- (1) 部の運営にあたっては、指導方針、指導内容、活動時間、会計処理などを明確にし、指導者と保護者とが適切に連携しつつ、これを行う。その際、部の目的・目標の達成を図りつつ、平行して部活動以外の学校生活および家庭生活を適切に送れるよう配慮し、バランスのとれた部活動計画を作成して実施する。
- (2) できる限り生徒の自主的・主体的な活動が展開されるよう、指導者は適切に指導・助言を行う。
- (3) 指導者は安全に十分配慮するとともに、活動する生徒自身が危険を予測、回避、対処ができるよう安全学習に取り組む。

## 3 運営

### (1) 入退部について

別途「部規定」に定める。

### (2) 活動日

部においては、1週間のうち2日（うち1日は土・日曜日）は休養日にあてる。ただし、大会開催等により土・日曜日に休養日が設定できない場合は、事前に活動計画等により校長の承認を得るとともに、できる限り同一週に休養日を設定する。

### (3) 活動時間

季候や日没時間、生徒の健康・安全、学校生活および家庭生活を考慮し、平日は2時間以内、土・日曜日・祝日・長期休業期間内は4時間以内とする。ただし、大会前等やむを得ない事情から延長する場合は、事前に活動計画等により校長の承認を得る。

### (4) 活動・計画・安全管理

- ① 目的・目標達成に向けて、適切な指導・運営を進める。
  - ・指導者は生徒の参加状況、目的・目標の達成状況等を掌握し、必要な指導等を適切に行うよう努める。
  - ・活動場所、部室、用具等について適切に管理するとともに、そのように指導する。
- ② 活動計画を立て、計画に基づき実施する。
  - ・1か月ごと、また学期ごと等、適切な期間にわたる活動計画を立案し、事前に校長に提出して承認を得る。
  - ・活動計画とともに、あるいは活動計画に含めて、適切な期間ごとの目的・目標、留意事項等を生徒・保護者と共有する。

③ 事故・怪我等の防止に努める。

- ・事前の安全指導に努めるとともに、事故等の発生時は迅速かつ的確に対応し、保護者と連携する。
- ・校内外を問わず、活動場所、活動場所への経路、用具等に危険がないか確認し、指導する。
- ・心身の状況や生活環境等において特別な配慮が必要な生徒について把握し、指導にあたる。
- ・校内外を問わず、AEDの場所を確認する。
- ・屋外の活動にあつては落雷に留意し、雷鳴が聞こえたら晴天でも退避行動を指導する。
- ・怪我等からの回復期の活動については、十分に配慮する。
- ・大会参加等により帰宅が遅くなり配慮が必要な場合には、保護者と連携する。
- ・個人情報の管理について、十分留意する。
- ・盗難、不審者被害等の防止に努める。
- ・緊急時の連絡体制を確立する。

④ 体罰・ハラスメントを根絶する。

- ・身体に苦痛を感じる懲らしめはすべて体罰に該当しうることを十分に理解し、指導する。
- ・人格を否定するような指導、不適切・不必要に身体触れる指導等はハラスメントに該当しうることを十分に理解し、指導する。

**(5) 校外活動・大会参加**

各種大会・練習試合等への参加については、日頃の練習等の成果が最も効率的に発揮されることと参加にかかる負担とを十分に勘案し、生徒・保護者に理解されるよう計画し実行する。なお、各種大会への参加については、出場する大会の選定を適切に行うとともに参加決定については、事前に校長の承諾を得る。

**(6) 活動費**

部費等の徴収と管理・運用については、徴収の目的を明確にし、生徒・保護者の理解を得つつ行うとともに、一年に一度会計報告を行う。

**(7) 外部人材**

外部人材の活用については、有償・無償にかかわらず、任用期間ごとに校長の承認を得るとともに、関係団体・競技団体等への登録等を適切に行う。また、外部人材が本運営方針および関係の規定等に基づき適切に指導・運営にあたるよう、必要な指示等を行う。

**(8) その他**

本運営方針にない事項については、法令、特別支援学校学習指導要領、三重県およびくわな特別支援学校が定める規定・計画・ガイドライン・マニュアル等に基づき、実施、運営、対応等を行う。

**4 付則**

本方針は、平成30年9月19日に策定する。